

福祉サービス第三者評価機関認証実施要領 新旧対照表（抄）

新	旧	変更理由
<p>（認証の取消） 第17条 要綱第10条第1項第2号に規定する「不正な行為」とは、次に掲げる各号をいう。</p> <p>(1) 評価の信頼性を損なうような評価を行うこと (2) 事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること (3) 守秘義務に反すること (4) サービス利用者やサービス事業者の人権を侵害すること (5) 評価契約を破る行為を行うこと (6) 法令に違反する行為を行うこと <u>(7) 正当な理由がないにもかかわらず、機構の調査に協力しないこと。</u> <u>(8) 機構に虚偽の報告又は資料の提出をすること</u> (9) 上記各号と同等と機構が認めること</p> <p>平成15年4月 1日 一部改正 平成16年4月 1日 一部改正 平成17年3月22日 一部改正 平成18年3月 9日 一部改正 <u>平成18年7月28日 一部改正</u></p>	<p>（認証の取消） 第17条 要綱第10条第1項第2号に規定する「不正な行為」とは、次に掲げる各号をいう。</p> <p>(1) 評価の信頼性を損なうような評価を行うこと (2) 事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること (3) 守秘義務に反すること (4) サービス利用者やサービス事業者の人権を侵害すること (5) 評価契約を破る行為を行うこと (6) 法令に違反する行為を行うこと (7) 上記各号と同等と機構が認めること</p> <p>平成15年4月 1日 一部改正 平成16年4月 1日 一部改正 平成17年3月22日 一部改正 平成18年3月 9日 一部改正</p>	<p>機構が事実確認のため調査を行う際、正当な理由が無いにもかかわらず評価機関が調査に協力をしないケース、また一見調査に協力したように見えるが虚偽の報告若しくは資料提出をしたようなケースに対し、調査の実効性を確保するため。</p>